

原 著

わが国の聾学校における学校図書館の導入とその背景
— 1920年代～1950年代を中心に —

野口 武悟*・米田 宏樹**

本稿は、聾学校において学校図書館が構想され導入された経緯を検討し、当初考えられていた学校図書館の意義や役割を明らかにすることを目的とした。検討の時期は、学校図書館の導入が議論され始める1920年代から学校図書館法制定により設置が義務化される1950年代を中心とした。戦前期、聾哑学校への学校図書館の導入は、口話の基礎能力の一つである読書力の養成のための一方法として構想されたのであった。東京聾哑学校では早くから学校図書館が設置されていたが、多くの聾哑学校では財政的事情等から導入されるには至らなかった。学校図書館が全校に導入をみるのは、戦後、学校図書館法による設置義務化に伴ってであった。同時に、聾教育界において、学校図書館に関する議論が盛んになり重要視された。しかし、司書教諭の不在や経費の不足から学校図書館の整備は思うように揃らなかった。また学校図書館は多くの聾学校で教育課程上に位置づけられていなかつたため、その活用は教師の考え方如何によつて大きく異なっていた。

キー・ワード：聾学校 学校図書館 読書力養成 読書指導

I. はじめに

今日、学校教育において学校図書館への関心が高まっている。2003年4月からは、12学級以上の学校（特殊教育諸学校においては12学級以上の学部）に学校図書館司書教諭（以下、司書教諭とする）の配置が義務づけられた（野口 [2003] 30）。また、2003年12月には、学習指導要領が一部改正され、幼稚園を除く全校種において「学習活動を行うに当たっての配慮事項」として「学校図書館の利用・活用」が新たに盛り込まれた（安達 [2004] 96-100）。この背景には、総合的な学習の時間の創設や子どもの読書

活動の推進に関する法律の制定など、学校図書館の活用を不可欠とする教育政策の登場がある（宮川 [2001] 15-16ほか）。

学校図書館に関する上述した動向は、特殊教育諸学校にも当てはまる。今後、転換期に差し掛かっている特殊教育諸学校においても学校図書館をいかに充実させ有効活用していくのかが重要な課題となるものと考えられる。ところが、一般的には、障害児教育において学校図書館はなじみのうすい存在であったといえよう。実際、文部科学省の統計調査からは、校種を問わず100%の設置率が示されている。しかし、司書教諭の配置されない学校図書館は、部屋があるだけで学校図書館法の理念やその他教育法規に示された学校図書館像とはあまりにも乖離した印

* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科
** 筑波大学大学院人間総合科学研究科

象が否めなかった。ましてや、「容れもの」としては存在しても「はたらき」がない(塩見 [1979] 18)、単なる「本の置き場」や「死んだ図書館」に過ぎずその活用はほとんどなされていない(宮越 [1980] 10) という指摘は重要である。

そこには、特殊教育諸学校における学校図書館の教育的意義や役割を十分に明らかにしてこなかったことの影響が少なくない。それは、先行研究の少なさが証左となろう。しかも、これまでの研究では、点字図書や録音テープ図書など独自の資料形態の存在や視覚障害者の読書権保障運動などの経過から盲学校の学校図書館に焦点の当てられる傾向があった。そのため、聾学校や養護学校の学校図書館については、いくつかの事例報告や実践報告が見られる(吉本 [2001] 40-45; 石井 [2003] 40-42ほか)ものの、ほとんど研究対象とされてこなかった。

そこで、本稿では、聾学校の学校図書館に焦点を当てて検討を進める。聾学校の学校図書館に関しては、岡本稻丸の事例報告が多く示唆に富んでいる。岡本は、京都府立聾学校を事例に、聾学校における学校図書館の問題点と課題を、同校の教育活動のみならず、研究活動、福祉、地域との関連から検討し、聾学校における学校図書館活用の可能性や方向性を提起した(岡本 [1976] 131-147)。しかし、事例校を対象とした検討にとどまっている。

そもそも、学校図書館は、1953年に制定された学校図書館法により設置義務化されたものである。この当時にあっては、聾教育界においても学校図書館について盛んな議論があった。例えば、川本宇之介は、『ろう言語教育新講』(1954年刊)のなかで聾学校の最も理想的な学校の施設・設備として、パーキンス盲学校をモデルに引き、盲学校と聾学校という校種の違いを考慮しても「博物館と図書館とを設けることもまた必要となってくる」と述べていた(川本 [1954] 422-438)。はたして、聾教育において学校図書館は如何なる期待を背負って構想され、導入されていったのであろうか。

本稿では、これまでの聾教育史及び学校図書

館史の成果を踏まえながら、聾学校における学校図書館の構想と導入の経緯を探り、当初考えられていた学校図書館の聾学校における意義や役割とはどのようなものであったのかを明らかにすることを目的とする。とりわけ、聾哑学校において学校図書館の導入が議論され始める1920年代から学校図書館法制定により学校図書館の設置が義務化される1950年代を中心に検討する。本稿で検討の対象とした資料は、聾教育関係の資料(『聾哑教育』、『聾哑界』、『特殊教育』など)及び学校図書館関係の資料(『学校図書館』、『学校図書館速報版』など)である。

II. 聰哑学校における学校図書館の導入構想

1. 聰哑教育界における読書力養成議論の登場

聰哑教育界において読書力養成に関する議論が盛んになりはじめるのは、1910年代後半からであった。中川誠一(1916)「読書力を進めたい」、川本宇之介(1927)「読書と読書力の養成」、池上権人(1929)「聰哑者は読書で進歩するか」、二宮友蔵(1930)「聰者と読書」、川本宇之介(1933)「読書に興味を感じよ」などがそれである。

例えば、川本は、「(読書は)聰哑者にとつては更に一層大切な寶であります」と述べ、「先づ諸君は読書力を養成することが最も大切であります」とした。そして、川本は、学校及び家庭での「精読」、「多読」、「適書選択」を勧める(川本 [1927] 5-7)。また、二宮は、「聴覚を失へる聰兒は普通児よりも更に読書と之に対する適切なる指導とを必要とする事は明らかである」と述べ、読書力養成に向けた聰哑学校教育における読書指導と聰哑児に適した「書籍選択」の必要性を指摘していた(二宮 [1930] 19-26)。この他の論文も同様の主張を展開している。ここに共通するのは、読書力養成は聰哑児にとって特に必要であり、そのために学校での読書指導や適切な図書を選択、提供することが必要だ、というものであった。

なぜ、この時期に読書力養成が課題にされた

のか。それは、聾唚児の読書力の発達を促す必要からであった。さらに、その背景には、口話教育の効果を高めるねらいがあった。先の二宮の論文でも「之を要するに読書は、(中略) 口話式、聾教育を完成せしむる良手段たる」(二宮 [1930] 24-25) と結んでいた。また、東京市立聾学校の若林雄吉は、自らの実践を踏まえた論文「言語修練の読本教育」のなかで、「読みに徹せよ」ということを強調する。それは、読書することによって「聾児の特殊性」である「言語的なハンディキャップ」が克服される、すなわち「言語力が陶冶」されるからであるという(若林 [1936c] 46)。また、読書指導による読書力の啓培が「話方指導(口話指導)」(若林は、この指導の成果を「言語陶冶」と呼ぶ)の基礎であるともいう(若林 [1936a] 26-27)。換言すれば、口話(そのための言語力)を習得するには、その基礎能力の一つとしての読書力を養成することが必要だといふのである。したがって、口話法推進の中心人物であった川本宇之介が、上述したように読書を盛んに勧めるのも当然のことであったといえよう。

なお、口話の指導は、直接的には読唇読話、発声発語の指導が中心となった(川本 [1954] 124)が、その基礎としては、読書はもちろん書字、文法理解などの諸能力が必要とされ、学科目(現在の教科に相当)「国語」の資するところが大きかった。

2. 読書力養成方法としての学校図書館導入構想

聾唚児の読書力養成にとって必要なのは、学校での読書指導や適切な図書の選択、提供という主張であったことはすでに述べた。この流れの中から、1920年代に入ると聾学校における学校図書館導入の必要性が議論されるようになる。つまり、聾唚児の読書力養成の一方法として学校図書館の導入が注目され始めたのである。

読書力養成を視野に入れて学校図書館導入の必要を提起した¹⁾のもまた、川本であった。川本は、「図書室等の設けも少なく、他の公共図書館との連絡もなく、又図書館教育の如きは、殆

んど之を見ないこと。斯くの如くであるから、児童生徒はどうして図書館を利用し、又読書力を養成することが出来よう」と述べている(川本 [1928] 80)。この当時、聾学校において図書は、教師用は職員室に、生徒用は「単なる課外的な読物として教室のどこかに保存していた」(高橋 [1954] 14)に過ぎなかった。組織だった学校図書館を持っていたのは唯一、東京聾学校だけであった。したがって、聾唚児の読書力養成のためには、校内の読書環境の整備は不可欠な課題であった。

こうした要請を踏まえて、1936年に開かれた「全国聾教育全国大会」では、共同研究問題の一つとして「聾唚児に読書力養成上適切なる具体方案」と題する研究発表と討議が行われた。この発表において、読書力養成の読書環境整備として学校図書館²⁾の導入が議論された。

同大会で東京府立聾学校の竹内源一郎は、「児童文庫」や「読書デーを特設」することを提起する。そして、「児童の読書力に適応した物を与えることが大切である」とし、「其の為には児童文庫は之を学級文庫となすことが望ましい」とする。つまり、学校図書館を校内に一室設けるよりも、各学級に学級文庫³⁾を設け、児童の読書力に応じた図書を与えることが重要だというのである(竹内 [1936] 62-72)。こうした立場には、他に東京市立聾学校の清水清幸らがいた。

一方、大分県立盲唚学校の松井勇山は、「図書室を設置して、図書の閲覧をなさしめる」、「読書時間を設ける」とし、学級文庫よりも、学校図書館が必要だという立場であった。松井は、学校図書館に「読物の記録保存」の機能、すなわち「読始めの年月日、読終りの月日、書名等を記す」ことによる蔵書及び読書記録の管理や「調査研究をなさしめる」機能も期待していた(松井 [1936] 88-91)。また、福岡県福岡聾学校の入江信秋も「学校に児童図書室として整備することを説く。そして、聾学校に設ける学校図書館の留意事項として、「児童に必要にして適切な図書が潤沢に整備されること。常に容

易に閲覧することが出来て学習に至便な室であること」を挙げる。さらに、図書選択上の注意として、(1)児童の力を顧慮すること、(2)多方面に涉って図書の種類を集めること、(3)活字、色彩、表装等にも留意すること、(4)児童の自学の便なる様なものを選ぶこと、(5)聾啞児の心理と余りに遠ざかったものでなく生活化される材料を盛ったもの、を挙げる(入江 [1936] 118-123)。この立場には、他にも、愛知県聾学校の富板信彌らがいた。

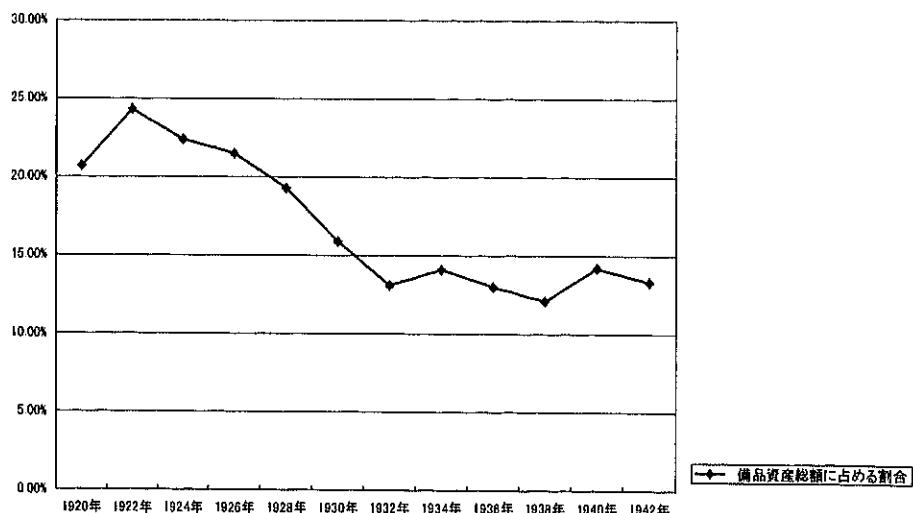
結局のところ、後者の立場、すなわち、学校図書館を導入するべきとの主張が多数を占めた。その要因として、学級文庫に比べて学校図書館として一室に整備するほうが「経済等の関係から」(入江 [1936] 122) 効率的だと考えられていたことも見逃せない。しかしながら、全体討議においては、学校図書館の導入は現実的に「費用の点で駄目である」という厳しい意見が相次いだ。つまり、学校図書館の必要性は認識されつつも、新たな費用を要する問題だけにその導入は躊躇せざるをえなかつたのである。こうした事情から、聾学校全校に学校図書館の導入をみるのは、後述するように、乏しいながらも財政的裏づけの伴つた学校図書館法制定まで待た

ねばならなかつた。

3. 東京聾啞学校にみる戦前期の学校図書館の性格

では、戦前期において学校図書館は聾啞児の読書力養成にどのように活用されていたのであろうか。東京聾啞学校の学校図書館を事例に、当時の小学校の学校図書館の動向も踏まえて検討する。

東京聾啞学校では、盲・聾分離の時点から、すでに「図書室」が存在した(東京聾啞学校 [1920] 卷末附図)。それは、東京聾啞学校が、国立学校であり財政事情が地方の聾啞学校と異なったこと、心理学研究室などの研究室制度を持ち教員養成も担っていたことなどの特殊事情が設置の背景にあったと考えられる⁴⁾。この「図書室」の経費や蔵書数は不詳であるが、最初の『東京聾啞学校一覧』が刊行された1920年度の「図書」の資産額は4,225円であり、備品資産総額に占める割合は20.7%であった(東京聾啞学校 [1920] 69)。これ以降も、備品資産総額に占める「図書」の資産額の割合は10%台半ばから20%台で推移していく(Fig. 1)。ここには雑誌など定期刊行物は含まれておらず、これらを含めて考えると、「図書」類は、同校において重要



(『東京聾啞学校一覧』各年度による)

Fig. 1 東京聾啞学校備品資産総額に占める「図書」の割合

な備品であったことが窺える。

1931年9月には、「図書取扱規程」が制定され、「図書室」の位置づけがより明確にされた(Table 1)。この規程から、教職員の利用が優先されていたことが分かる。もちろん、生徒にも貸出を行っていたが、「学級担任又ハ部長ノ承認セル図書ニ限り」借りられたのであり、さらに、借りる際にも「各担任教員ヲ経テ所定ノ手続」が必要であった(東京聾哑学校 [1932] 65-66)。閲覧も閉架式⁵⁾であり、閲覧すら容易ではなかった。この状況は、「現に東京聾哑学校で図書館を設けて諸君の読書を歓迎し奨励してゐますが」、なかなか読書に結びついていかないという川本の実態報告(川本 [1927] 6)から考えると、同規程成立以前から変わらなかつたようである。1934年7月になると、同規程は改正され、生徒が貸出を受けるときは、「学習参考用図書ニ限り当該学級担任ノ承認ニヨリ学校長ノ許可ヲ受ケ」る場合に限ることと改められた(東京聾哑学校 [1935] 95-98)。

このように生徒の利用に制約の多い学校図書館は、当時の小学校にあっても同様であった。戦前期、学校図書館は、教育法規上に位置づけられていたわけではなかった。小学校においても学校図書館は、全ての学校に置かれていたわけではなく、置かれていても教師の教授用の図書を保管するところという性格が強かった(塩見 [1986] 22-31)。すでに明治初期に文部省の示した「小学校建設図」(1873年)では、教員詰所の隣に「書籍室」を置いており、その性格が窺われる。実際、東京聾哑学校においても、「図書室」は「教員室」の斜め向かいに設置されていた。

生徒の利用を主体にした学校図書館が登場するのは、1902年、京都市立生祥尋常小学校の「児童文庫」の設置がわが国で最初とされる(塩見 [1986] 36-41)。同校の取り組みを契機として、京都市は、1908年11月に市内小学校に学校図書館設置の通牒を出し、多くの市立小学校に学校図書館が設置されていった。大正期に入ると、児童の個性尊重や主体的学習を重視する大正自

由教育の登場が、生徒のための学校図書館の設置、図書館教育の展開へと繋がっていた。積極的であったのは、千葉師範学校附属小学校や長野師範学校附属小学校、成城学園や成蹊学園などであった。乙竹岩造も『新訂各科教授法』の中で学校への「児童図書館の完備」の必要を説き、アメリカの学校図書館の利用風景を写真で示している(乙竹 [1928] 15-23)から、当時の識者の中に学校図書館に対する認識が広まりつつあったことを窺わせるものである。しかし、学校図書館の普及は、師範学校附属や私学、実践的リーダーの存在する公立学校がその中心であり、全国的に見れば極めて断片的なものであった。

東京聾哑学校でも聾哑児の読書力養成の必要性から、生徒が学校図書館の図書を活用できるようにするための方途を考えていた。それは、学校図書館の図書を学級文庫として各学級に分置し、自由に利用させるというものであった。改正規程では「学校長ノ承認ヲ得当該担当主任者之ヲ借受」けて各学級に図書を備え付けることが出来るとしていた。例えば、初等部1年担任の石村キエは、「児童に読物奨励、読書力養成の目的で、各学級に左の新刊を備へて各教課と関連させ、児童に読ませてゐる」という。その「新刊」とは、具体的には、月刊誌を例にとると、初等部1年は「キンダーブック」、2年は「小学一年生」、3、4年は「小学一年生」、「小学二年生」、「幼年俱楽部」、5、6年は「小学三年生」、「小学四年生」、「幼年俱楽部」であった(石村 [1936] 77-87)。なお、このときの「担当主任者」である初等部長は、川本宇之介であった。

1939年には、本館1階の初等部手工教室を「図書閲覧室」に改装し、閲覧専用の部屋を設けている(東京聾哑学校 [1939] 卷末附図)。さらに、1941年には、本館2階の初等部教室の並びにあつた美術工芸科室を改装し、そこに「図書閲覧室」を移転した(東京聾哑学校 [1941] 卷末附図)。1936年の「全国聾哑教育全国大会」における学校図書館の議論後であるだけに、生徒の利用促進がねらいにあつたことも考えられる。

Table 1 東京聾啞学校図書取扱規程

図書取扱規程（昭和6年9月1日制定）	図書取扱規程（昭和9年7月1日改正）
第一條 本校所属ノ図書ハ總テ之ヲ本校書庫ニ收藏スルモノトス	第一章 総則 第一條 本校所属ノ図書及本校ニ委託セラレタル図書ハ總テ本校書庫ニ收藏シ物品会計規程細則並ニ本規程ニ従ヒ物品会計官吏之ヲ処理スベシ
第二條 図書ノ出納及其他図書ノ事務ハ図書掛ニ於テ取扱フモノトス図書掛ハ二名トシ本校書記外一名之ニ任スルモノトス	第二條 図書ヲ閲覧シ、貸出シヲ受ケ得ル者ハ本校職員生徒ニ限ル但其他校長ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニアラズ
第三條 図書ヲ借覧シ又ハ貸出ヲ受ケ得ル者ハ本校職員生徒ニ限ル但其他校長ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニアラズ	第三條 借用シタル図書ハ總テ他ニ転貸スルコトヲ得ズ
第四條 職員ハ公務上ノ必要ニ応シテ図書ヲ借受ケ之ヲ教室、研究室、特別教室等ニ備付クルコトヲ得	第二章 図書閲覧 第四條 図書ヲ閲覧セントスル者ハ図書目録ニヨリ所定ノ閲覧票ニ書名、分類、番号、冊数、年月日、氏名等ヲ記入シ係員ニ差出シ其図書ノ交付ヲ受ケ閲覧室内ノ所定ノ席ニ於テ閲覧シ閲覧済ノ上ハ係員ニ返附スベシ
第五條 校長室、教員室、事務室ニハ該室特用トシテ書庫ノ図書ヲ貸与シ備付ヘ付ケシムルコトアルヘシ	第五條 閲覧図書冊数ハ一時ニ四冊ヲ超ユルコトヲ得ズ但学校長ノ許可ヲ得タル者ハ此限リニアラズ
第六條 前二條所定ノ各室備付ノ図書ハ各部ノ学科又ハ室主任モシクハ学級担任等之ヲ借受ケ其保管ニ任ス保管者ハ図書掛ト合議ノ上分監簿ヲ作製スルモノトス	第六條 図書閲覧室ハ本校所定休日ヲ除ク外毎日之ヲ開ク其ノ時限ハ時々之ヲ定ム但時宜ニ依リ臨時閉鎖スルコトアルベシ
第七條 教員ハ教授研究用トシテ図書ヲ借受クルコトヲ得、其冊數ハ拾部或拾冊以内トス但實際教授ノ教材用トシテ借用スヘキ図書及雑誌類並ニ第五條規程ノ図書類ハ其冊數ヲ制限セス	第七條 本校職員又ハ特ニ学校長ノ許可ヲ得タル者ハ係員ト共ニ書庫ニ入り図書ヲ検索スルコトヲ得
第八條 職員借用ノ図書ハ毎年七月指定ノ期日ニ之ヲ返納スヘシ但時宜ニ依リ図書ノ一部若ハ全部ノ貸出ヲ停止シ、或ハ隨時返納セシムルコトアルヘシ	第三章 図書貸付 第八條 教授並ニ執務上特ニ必要ニシテ各室ニ備付ヲ要スル図書ハ学校長ノ承認ヲ得当該担当主任之ヲ借受クルコトヲ得
第九條 生徒ハ各学級担任又ハ部長ノ承認セル図書ニ限り之ヲ借受クルコトヲ得	第九條 職員ハ学校長ノ許可ヲ得テ総数五冊ヲ限り借受クルコトヲ得
第十條 生徒図書ヲ借受ケントスル時ハ各担任教員ヲ経テ所定ノ手続ヲナスヘシ、借受部、冊數ニツキテハ図書掛員ノ指定ニ従フヲ要ス	第十條 生徒ハ學習参考用図書ニ限り当該学級担任ノ承認ニヨリ学校長ノ許可ヲ得テ四冊ヲ限り借受クルコトヲ得
第十一條 生徒ノ図書借覧期限ハ二週間以内トス	第十一條 借受ケタル図書ハ毎年七月初旬指定期日ニ於テ悉皆返納スベシ但時宜ニヨリ臨時返納セシムルコトアルベシ
第十二條 凡テ借用シタル図書ハ他ニ転貸スルコトヲ許サス	第十二條 図書ヲ借受ケムトスル者ハ所定ノ借用票ニ書名、分類、番号、冊数、年月日、氏名等ヲ記入シ捺印ノ上係員ニ差出シ其交付ヲ受クベシ
第十三條 職員ノ退職転任又ハ三ヶ月以上任地ヲ離ルル場合及生徒ノ休業、退学、卒業等ノ場合ニハ必ス借用ノ図書ヲ返納スヘン、生徒ハ第一学期第三学期試験終了後ニモ返納スヘシ	第十三條 貴重図書其他指定シタル図書ハ一切之ヲ借受クルコトヲ得ズ
第十四條 本校所属ノ図書ヲ紛失若ハ毀損シタルトキハ之ヲ弁償又ハ修理セシムルコトアルヘシ	第十四條 職員職務を離ル時及生徒卒業、退学、休学スル場合ニハ其借用図書ヲ直チニ返納スベシ
	第十五條 図書ヲ借受ケタル者ハ其ノ保管ノ責ニ任ジ亡失又ハ毀損シタルトキハ直チニ具体的的事実ヲ詳記シタル始末書ヲ物品会計官吏ヲ経テ学校長ニ提出スベシ前項ノ保管ノ責任ヲ怠リ図書ヲ亡失毀損シタルトキハ相当代価若クハ代品ヲ以テ弁償セシムルコトアルベシ

図書取扱規程（昭和6年9月1日制定）	図書取扱規程（昭和9年7月1日改正）
	<p style="text-align: center;">第四章 図書整理</p> <p>第十六條 物品会計官吏図書ノ受入レフナシタルトキハ図書出納簿ニ登録番号、受入年月日、図書名、著訳編者名、冊数、価格、納人等ヲ登記シ別ニ原簿、事務及閲覧カードヲ設ケ図書ニハ所定ノ印影ヲ付シ分類番号ヲ記入シタル札ヲ貼付シ之ヲ書庫ニ蔵置スベシ</p> <p>第十七條 物品会計官吏ハ図書保管ニ関シ特ニ左ノ事項ヲ執行スベシ</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、毎年一回図書ヲナンシ圖書原簿ト照合スベシ 二、各室備付ノ図書ハ毎年一回以上点検スベシ 三、貸付図書ニ付テハ常ニ貸付期限ニ注意スベシ <p>第十八條 雑誌類ハ所定ノ帳簿ヲ以テ関係職員ニ貸出シ各巻完了後一箇年ノ保存期限ノ経過を待チ払出シ処分ヲナスベシ</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第一條 本規程ハ昭和九年七月一日ヨリ施行ス</p> <p>第二條 昭和六年九月制定ノ本校図書取扱規程ハ之ヲ廢止ス</p> <p>第三條 本規程ニヨル諸帳簿其他ノ様式ハ別ニヲ定ム</p>

(東京藝学校 [1932] ; [1935] をもとに作成)

以上のように、東京藝学校の学校図書館は、生徒の直接的な利用には多くの障壁が伴い、閉架による図書資料の保存・管理と教職員の利用のための学校図書館という性格が強かつたのである。それは、小学校の学校図書館でも同様であり、この当時の学校図書館に共通する性格であった。したがって、川本（1927）が嘆いた生徒の利用不振は、この性格の影響も多分に含んでいたといえよう。もちろん、生徒の図書利用を促進し、読書力養成に資する方向での検討もなされていた。それは学校図書館から各学級に貸与された図書で構成された学級文庫であり、教室の並びに設けられた「図書閲覧室」であった。しかし、学校図書館の性格そのものを教職員の利用を主体としたものから生徒の利用を主体としたものへと転換するという踏み込んだ取り組みには至らなかった。

III. 藝学校における学校図書館の設置義務化と活用への模索

1. 学校図書館制度の成立と設置義務

戦後、日本の教育改革に大きな影響を与えた

のは、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の民間情報教育局（CIE）であった。この改革のなかに、学校図書館設置の動きが位置していた。1946年3月には、米国教育使節団が来日し、日本の教育のあり方に提言を行った。その中に、学校図書館の設置を求める記述が含まれていた。そもそも学校図書館設置を求めた背景は、教育課程の在り方と大いに関係した（中村 [2002] 152-154）。先の使節団報告書を受けて1947年3月に発表された「学習指導要領一般編（試案）」とともに各教科編が出され、新たな教科目として、自由研究、社会科、家庭科が成立を見た。この自由研究と社会科が学校図書館の必要性を呼び起こした一つの理由（深川 [1947] 6-12）であり、事実、学校現場を中心に学校図書館運動が展開されていった。そして、この運動は、学校図書館に関する全国組織である全国学校図書館協議会の結成（1950年2月）に至るとともに、さらに学校図書館の法的措置を求めていった（全国学校図書館協議会 [1953] 8-34）。

すでに、文部省は、1947年の学校教育法施行規則第1条において、学校教育法第1条に規定

する学校に必置の設備として「図書館又は図書室」を規定していた。また、文部省は、この施行規則の趣旨を徹底し、特に小中学校の図書館（室）の運営を円滑にするために『学校図書館の手引』の編纂を行い（加藤 [1947] 3-6）、1948年12月に完成、東日本と西日本の会場で伝習講習会を開催した。さらに、1949年8月、文部大臣の諮問機関であった学校図書館協議会は、学校図書館基準を公表した。そして、各学校は『学校図書館の手引』を参照して、3年後にはこの基準に達するよう努力することが望ましいとし、期限付き努力目標とされた（文部省学校図書館協議会 [1949] 103-104）。

しかしながら、現場の教師たちは、各学校に努力を求めるだけで学校図書館に対する人の配置や財政的な補助のなされない状況では学校図書館の健全な発達は不可能と考えていた（松尾 [1969a] 59-63）。そして、文部省の学校図書館重視の方向もあり、学校図書館運動は、学校図書館に対する法的措置を求める署名運動へと発展していった。署名は、全国のPTAや多くの父兄の賛同により92万5,000名にものぼり、1952年12月衆参両議院議長、文部大臣、大蔵大臣宛てに提出された。この現場の動きが、学校図書館法制定への布石となったのである。

ところで、この間の文部省の学校図書館政策からは、特殊教育諸学校の扱いがことごとく抜け落ちていたことに注意したい。それは、学校図書館基準がそのまえがきで「小中高等学校図書館の充実発達に資するため」（文部省学校図書館協議会 [1949] 103）に作成されたと述べるように、学校図書館法制定以前の「学校図書館」とは、小学校、中学校、高等学校における図書館」（全国学校図書館協議会 [1953] 9）しか念頭になかったのであった。

1953年8月、衆議院の解散による法案廃案などの紆余曲折を経て学校図書館法が成立した（土屋・土井 [2000] 1-13）。学校図書館運動の求めた人の配置（司書教諭；同法第5条）、財政的な補助（学校図書館負担金；同法第13条）は、一応の実現を見た。ところが、肝心の司書教諭

配置の実施は、同法附則によって「当分の間」猶予されたのであった。この背景には、文部省内での司書教諭制度を巡る意見の不一致が大きく影響していたとされる（松尾 [1969 b] 51-54）。

この学校図書館法において、聾学校は次のように規定された。同法第2条において、「この法律において「学校図書館」とは、小学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部を含む。）、中学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の中学校部を含む。）、高等学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。）（以下、「学校」という。）において、（中略）学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」とされ、第3条で設置義務が課された。つまり、聾学校においては、各学部の設備として学校図書館の設置が義務づけられたわけである。

ではなぜ、学校図書館法に聾学校など特殊教育諸学校が盛り込まれたのかといえば、単に上位法である学校教育法第1条の枠組みに従つたからに過ぎない。なぜならば、すでに学校教育法施行規則第1条では特殊教育諸学校も含めて「図書館又は図書室」を必置する旨を規定しており、学校図書館法はその設置基準的性格を有するものであること、また、国会における同法審議過程⁶⁾においても特殊教育諸学校に関するやり取りは見られなかったからである。しかしながら、学校図書館の制度化と義務設置化が図られたことは、聾学校において戦前の構想を実現する絶好の機会に違ひなかった。

2. 聾教育における学校図書館の理論化の試み

学校図書館が制度化されると、聾教育界でも、学校図書館に関する論考が目立つようになってきた。このころ、『特殊教育』誌を中心に学校図書館に関して論じていた人物には、宮城県立ろう学校の高橋庄助、徳島県立ろう学校の万年山人、長崎県立ろう学校の白川倫太郎らがいた。

とりわけ、高橋庄助は、論文「ろう教育と学

校図書館」を著し、聾教育における学校図書館の理論化を試みた（高橋 [1954] 13-21）。戦前期の議論においては、読書力養成のために学校図書館の導入が必要であるとの主張にとどまり、学校図書館が一体どのような施設・設備であり、聾教育にどのような意義や役割を持ちうるのかという本質的な議論にまで至らなかった。その意味でも、この高橋の論文は、学校図書館の本質を問うており画期的であった。

高橋は、制定されたばかりの学校図書館法は、「諸外国にもあまり例を見ないものであり、われわれとしても、この法律の精神を充分に認識し、学校教育の上に充分に活用されなければならない」と述べている。そのうえで、学校図書館の意義として、学校図書館法の理念や『学校図書館の手引』（1948年発刊）等を参考にしながら論じている。

まず、学校図書館の一般的・基本的性格として以下の6点を指摘する。それは、(1)（公共図書館に対して）非公開の公共的な性格を持つものである、(2)教育基本法第8条、第9条の中立性の意味に於いて教育的中立的な性格をもつものである、(3)学校教育は児童生徒の人格の形成を中心目標としているのだから、学校図書館も人格的総合的性格を持つものである、(4)学校教育の場としての性格をもつものである、(5)児童生徒の発達に必要な経験資料の供給源としての性格である、(6)学校教育の目的達成のための児童生徒の指導的性格をもつものである、といふ。

その上で、聾教育における学校図書館の果たす役割は實に大きいといふ。それは、「ろう教育における一般的教育目標を除き、特にクローズアップされる、口話教育及び職業教育において、図書資料のもつあらゆる価値を、直接的あるいは間接的に指導し且つ利用させることによって、読み、書き、話す力が向上してくるのではないか」と考えたからであった。口話教育との関連では、読書力の向上に主眼が置かれていた。職業教育との関連では、学校での図書館活動の経験があることによって、社会に出てからも自己の職業技術向上のために公共図書館利用に繋

がっていくと考えていた。そして、「それらの目的を達成しようとすれば、ろう教育に於ける、学校図書館の意義が、口話教育及び職業教育とともに重要視されるのである」と締めくくっている。こう考えた高橋は、学校図書館の位置を聾学校教育の中核に位置づけていた。

この他にも、高橋は「設置と運営」、「資料と選択」、「図書分類と目録事務」、「活動」について詳細に論じていた。そして、聾学校における学校図書館の理念から運営方法、教育実践に至るまで、学校図書館の具体像を提示したのであった。

さて、高橋以外の主張を整理してみると、万年は、「聾学校に図書館が絶対不可欠であることについては、なにびとも異論ないことと存じますし、当然読書指導を含む総ての学習の便に供し、（中略）普通学校以上に聽覚に歛損ある子供を教育する聾学校において、それは文字通り心臓的な重要な役割をもたなければなりません」とした（万年 [1956] 30-31）。また、白川は、「聾児は普通児に比して読書欲が少なく、（中略）それだけに私どもは今後一層の努力を払わなければならない」とした（白川 [1958] 1）。

何れの主張にも共通する学校図書館に期待する役割は、その読書指導の機能であり、口話の基礎能力の一つとしての読書力の向上に資することであった。だからこそ、高橋は、学校図書館を聾学校の中核に据えたのであり、万年も「心臓的な重要な役割」と述べたのであった。これは、いざれも戦前期の議論の延長線上に位置づく主張であった。

こうした主張は、彼らだけのものではなく、後述する「全国ろう教育研究大会」や「全国学校図書館研究大会ろう学校部会」でも共通して見られた。例えば、聾学校の学校図書館には、「一般普通学校の上にプラスされるものが必要である」（全国学校図書館協議会 [1954] 46-47）とされた。そのプラスされるものとしてクローズアップされたのが、まさに読書力の向上であり、そこに資する学校図書館の読書指導機能だったのである。

ところで、養成する必要があるとされた聾児の読書力の実態とは如何なるものであったのだろうか。川本は、1930年代から40年代にかけてのアメリカでの調査結果から、平均年齢17歳の生徒の読書力は健聴児のそれに比べて約7年遅れていると述べている（川本 [1954] 53）。しかし、わが国の戦前期における聾児の読書力の実態を具体的に示す調査結果は未だ詳らかでないため、ここでは戦後初期の実態として1953年に東京教育大学附属聾学校の全校児童・生徒を対象に行った読書力調査の結果を例に整理しておく。ただし、残念ながら、調査項目が独自のものであり、比較する対象がないのでデータを示すことにとどまる。(1)あなたは教科書以外の本を読みたいと思いますか（はい95%；いいえ5%）、(2)どんな本を読みたいと思いますか（雑誌42%；マンガ33%；物語27%；絵本8%）、(3)教科書や本を読むのはなぜですか（自分の勉強のため55%；叱られるから25%；面白いから15%）、(4)本を読んでいて分からぬところをどうしますか（父母兄姉先生に聞く63%；そのままにする26%；字引を引く11%）、(5)図書館の利用は（学校図書館45%；利用しない35%；県立図書館20%）、(6)本を読んで困ることはどんなことですか（字が読めない52%；分からぬ37%；絵が少ない11%）などであった（斎藤 [1953] 25）。

この結果から、聾児の多くが本を読みたい、また、図書館を利用したいと回答しているが、その読書の中身は、雑誌やマンガなどであり、難しい字の多くなる一般の図書は読めない・分からぬために敬遠する傾向にあった。つまり、この読書や図書館への興味をどう伸ばし、読書力の向上に結びつけるかが聾児に対する読書指導展開上的一つの留意点であったといえる。だが、この調査を行った斎藤宗太郎は、読書指導の肝心の「きめ手」は聾教育界にあって未だに見出せていない状態だと指摘する。そのため、「来年度は、この読書指導についての研究が、全国（引用者注：後述する「全国ろう教育研究大会」のこと）の研究課題として取上げられ、この問題の検討を行う機会が来たことは誠に喜

ばしい」（斎藤 [1953] 23）とし、学校図書館や読書指導の研究及び実践が進むことへの期待を述べている。

3. 学校図書館の整備と活用へ向けての模索

(1) 学校図書館の整備

1954年8月に開かれた「全国ろう教育研究大会」では、研究テーマの一つとして「読書指導の具体案（図書館等の問題を取扱うのもよい）」がとりあげられ（日本教職員組合 [1954] 209-316）、「図書館等の問題を取扱うのもよい」と括弧付きではあるが、学校図書館の問題についてもとりあげられた。次年度以降の研究大会でも、自由研究として、学校図書館についての発表が見られるようになっていく。

また、1954年10月に開かれた「全国学校図書館研究大会」では、初めてろう学校部会が設けられ、研究発表と討議がなされた。同研究大会総会では、五つの協議事項の一つとして「盲ろう学校における学校図書館育成に関する件」が提案され、決議された（全国学校図書館協議会 [1954] 20-21）。次年度以降の研究大会でも、ろう学校部会が設けられ、学校図書館に関する実践報告や討議が行われた。当時の『特殊教育』誌上には、「全国学校図書館研究大会ろう学校部会」のスナップ写真が掲載されており（『特殊教育』編集部 [1956] 卷頭）、注目されていたことが推察される。

これらの研究大会からは、制度化され導入された直後の学校図書館に対する各校の実情と活用に向けての模索を垣間見ることができる。まず、学校図書館の整備と運営の実情であるが、1954年の「全国ろう教育研究大会」からは、上述した研究テーマでの発表校10校全てに学校図書館が設置されていることが示された。

例えば、宮城県立ろう学校では、1952年10月から学校図書館の研究を開始し、1953年4月に立太子成年式御下賜金を基に記念事業として学校図書館が設置された。そして、「着々設の備充実と、図書の増加をはかつて」いる段階であった。さらに、1953年度以降、学校経営方針の中に「特に図書館の経営と、図書の充実が強調さ

れてきた」のであった。運営は、司書教諭が置かれていないので教諭の中から図書館主任を置き、以下7名の教職員で交代に日直して運営に当たっていた。また、毎年20万円の図書館予算を計上し、拡充を図るとされた。この他、詳細な「本校学校図書館規則」及び「学校図書館利用規定」を定めていた（佐藤 [1954] 304-316）。

兵庫県立姫路ろう学校では、学校図書館には、教育活動に便利な場所を選び、専用の施設を充てていた。ただし、「現在司書教諭がない」ため教職員で分担して運営に当たっており、また経費も「止むをえぬので育友会、校友会」から徴収し充てていた。今後の整備方針としては、図書類のみならず視聴覚教具等の充実と設備の整備を図りたいというものであった（松尾 [1954] 283-295）。

この他にも整備途上の各校の実情からは、司書教諭の不在と経費の不足という問題の存在が窺われる。すなわち、学校図書館運動の求めたところのものは、学校図書館法の成立空しく実現をみなかつたことは明白であった。同年の「全国学校図書館研究大会」ろう学校部会でも、聾学校には一人の司書教諭も発令されず、軽微な予算しか充てがわれない実情が報告された。1954年度の予算は、東北地方の主な聾学校に限ってみても、八戸校50,000円、山形校25,000円、岩手校50,000円、平校5,000円、福島校10,000円などであった。討議では、「年間予算数千円又は一万円という不備」は、聾学校教師の努力を踏みにじつており、「公的保障による援助」が確立されなければならないと決した（全国学校図書館協議会 [1954] 47-50）。なるほど、宮城県立ろう学校のように、公費で年間20万円の図書館予算を計上する学校は、むしろ例外に過ぎなかつたのである。

学校図書館法による司書教諭の配置猶予について既に述べた。一方、学校図書館整備のために国が負担する学校図書館負担金の配分は、国から都道府県に配分され、都道府県の判断によって各学校に配分された。初年度である1954年度の配分状況をみると、聾学校全校の70%が

配分対象となり、一校平均20,000円が配分された。この金額は、小学校24,000円、中学校・高等学校28,000円よりも低く抑えられていた（全国学校図書館協議会 [1955] 1-2）。さらに、次年度以降は、学校図書館負担金そのものが減額され、聾学校に配分される額は、さらに減少していった。全国学校図書館協議会が1958年に行つた特殊教育諸学校の学校図書館悉皆調査からは、1957年度の聾学校一校当たりにおける学校図書館経費の内訳は、公費は47.8%に過ぎず、残りは全て父母からの私費で賄わされていた（全国学校図書館協議会 [1958] 1-6）。このように、設置義務化されたものの、学校図書館の整備は、司書教諭不在、経費不足という人的、財政的隘路の中で行われていたのであった。

ところで、上述した研究大会での報告事例からは、戦前期の教職員の利用を主体とした学校図書館という性格から生徒の利用を主体にしたそれへと大きく転換したことがはつきり示されていた。なかには、学校図書館運営そのものを生徒に任せるというより端的な事例も報告されていた。例えば、岐阜県立岐阜聾学校では、「図書館の運営は、生徒自身に委ねられている」とし、運営主体は、生徒会の「生徒会図書館」であるという。ただし、教師は運営に関して指導を行い、最終承認は生徒会長が校長から受ける仕組みで運営されていた（渡邊 [1954] 221-229）。こうした生徒会に自主運営させる学校図書館は少数派であったものの、高知県立ろう学校などでも見られた（須藤 [1954] 211-220）。

(2) 学校図書館の活用

次に、学校図書館の活用であるが、各校の報告からは次のような特徴が見られる。一つには、読書指導の側面からの活用が中心であり、教科教育への活用の報告が少なく、教科教育への活用中心の小学校や中学校の報告と対照的であることである。「読書指導と言語指導は一体である」

（第8回全国学校図書館研究大会大会事務局 [1957] 144）という発言にその性質が窺われよう。

もう一つは、教師自身の学校図書館や読書指導への考え方の差の大きさを問題にする報告が多いことである。すなわち、教師の学校図書館に対する考え方によって、利用や指導に違いがみられたことが考えられる。もちろん、実際に活用するか否かは教師の自由裁量の範囲のことである。しかし、こうした報告が相次いだ背景には学校図書館の教育課程展開上の位置づけが不十分であり、そのことが教師の考え方にも影響を与えていたことも考えられる。高橋や万年らがいくら学校図書館を聾学校教育の中核、「心臓的」だと論じたところで、実際問題として教育課程上に学校図書館が明確に位置づけられていないことは、学校図書館の活用やそこでの指導を聾学校に根づかせる意味において大きな障壁であったのである。

もちろん、学校図書館の活用を教育課程に位置づけ、全校的、体系的な指導への模索も見られた。例えば、愛知県立名古屋ろう学校では、校内に図書館研究会を組織し学校図書館とその指導への活用のあり方が研究されていた。同校では、聾学校における学校図書館利用の問題点として、(1)子どもの読みの力の欠如、(2)学校図書館についての教師側の認識の欠如、(3)指導体系の欠如、(4)備品や設備の不十分(予算的不足)、(5)司書教諭の不足を挙げていた(愛知県立名古屋ろう学校図書館研究会[1958]70-76)。

このうち、(3)に対応して作られたのが、「聾学校に於ける図書館と学習指導」指導体系案であった。具体的には、同校の現行教育課程のうち「図書館教育及び読書指導との結びつきのある部分」を抜き出して再体系化したものであった。この指導体系案は、1958年7月の「全国ろう教育研究大会」で別刷配布され議論された。

なお、こうした指導体系案づくりは、愛媛県立松山ろう学校などでも取り組まれ、その効果が報告されていた(愛媛県立松山ろう学校[1963]189-199)。

IV. おわりに

聾学校における学校図書館の導入は、戦前期

に聾啞児の読書力養成方法の一つとして構想され、戦後、学校図書館法による設置義務化に伴って全校に導入されたものであった。すなわち、口話の基礎能力の一つとしての読書力の養成という側面から、学校図書館の存在が聾学校においてクローズアップされたのであった。

しかしながら、課題も存在した。一つは、学校図書館の整備が、司書教諭の不在と学校図書館経費の不足等のために遅々としたものであったことである。また、当時の聾学校児童・生徒の読書力に応じた適切な読書材を準備し難かつたことも課題として推察される。さらに、聾学校の教育課程上に学校図書館が十分に位置づけられておらず、学校図書館を活用した体系的指導を目指す学校は少数であった。そのため、実際の活用は、教師の学校図書館に対する考え方如何によって左右されていたと考えられる。

ところで、1950年代にこれほど注目を集めた学校図書館が、その後、なぜ「本の置き場」や「死んだ図書館」(宮越[1980]10)と化してしまったのか。上述した課題が大きな要因であることは、学校図書館史に関する先行研究(尾原[1970]12-18; 塩見[1986]180-182)から推察されるが、はたしてどうなのであろうか。聾学校の学校図書館導入の原動力となった口話の基礎能力の一つとしての読書力の養成という考え方がその後どのように変化⁷⁾していくのかが大きな鍵となるように思われる。これらは今後の検討課題である。また、本稿では戦前期から戦後初期にかけての聾学校児童・生徒の読書力の実態やそれに対する教師の認識、読書指導や図書館利用の実態などについては十分に詳らかにできなかった。これらの考究も今後の課題である。

註

- 1) ただし、この川本の言及は、聾啞学校に限らず、学校教育全般を対象にしたものである。
- 2) この当時、学校図書館に相当する用語として、児童図書館、児童文庫、図書室等多様に用いられていた(塩見[1986]13-15)。

- 3) 現在では、学級文庫は、学校図書館の分館的機能として各学級に備え付けられているとの解釈がなされている。しかし、聾哑教育界での議論においては、「学校図書館が学級文庫か」という議論の枠組みであった。ただし、Ⅱの3で述べるように、既に東京聾哑学校においては学級文庫は学校図書館の分館的機能として位置づけられており、ここでの議論と対照的である。
- 4) 東京聾哑学校における学校図書館導入の経緯については、『東京聾哑学校六十年史』や各年度の『東京聾哑学校一覧』に記された沿革等の資料をあたっても、今のところ詳らかに出来ない。今後更なる検討が必要である。
- 5) 書庫から読みたい本を係り教員に取り出してもらう方式のことである。
- 6) 学校図書館法審議過程は、『第16国会衆議院会議録』(第26号)、『第16国会参議院文部委員会会議録』(第12号～第14号)による。
- 7) 現在では、例えば、奈良県立聾学校のように、学校図書館でのろう教師の手話による絵本の読み聞かせ(吉本 [2001] 40-45)を行うなど、「以前は、本を教材とする言語教育だった」ものから「子どもが楽しむ読みきかせ、読書指導に質的転換した」(第32回全国学校図書館研究大会大会事務局 [2001] 226)との報告もある。手話の見直しも進み、聾学校における学校図書館における読書指導の性格もこの事例のように変化してきている。この現在の考え方至るまでの経緯を、口話と手話の関係も含め検討する必要があろう。

文献

- 安達拓二 (2004) 教育ニュース・ズームアップ：学習指導要領の改訂案を公表. 現代教育科学, 47(1), 96-100.
- 愛知県立名古屋ろう学校図書館研究会 (1958) ろう学校に於ける図書館と学習指導. 全国ろう教育研究大会研究発表集録, 8輯, 70-76.
- 第8回全国学校図書館研究大会大会事務局 (1957) 第8回全国学校図書館研究大会研究集録. 全国学校図書館協議会.
- 第32回全国学校図書館研究大会大会事務局 (2001) 第32回全国学校図書館研究大会研究集録. 全国学校図書館協議会.
- 愛媛県立松山ろう学校 (1963) 本校学校図書館運営の現状. 第13回全国学校図書館研究大会会場研究集録, 189-199.
- 深川恒喜 (1947) 学校図書館の課題. 文部時報, 844, 6-12.
- 池上権人 (1929) 聰哑者は読書で進歩するか. 殿坂の友, 32, 32-33.
- 入江信秋 (1936) 聰哑児に読書力養成上適切なる具体方案【八】. 聰哑教育, 36, 118-123.
- 石井みどり (2003) ろう者の学習を支える学校図書館. 学校図書館, 631, 40-42.
- 石村キエ (1936) 聰哑児に読書力養成上適切なる具体方案【四】. 聰哑教育, 36, 77-87.
- 加藤宗厚 (1947) 「学校図書館の手引」の編集. 図書館雑誌, 41(2), 3-6.
- 川本宇之介 (1927) 読書と読書力の養成. 聰哑界, 38, 5-7.
- 川本宇之介 (1928) 新教育運動を論じて図書館及び図書館教育の必要に及ぶ(二). 教育の世紀, 6(9), 72-81.
- 川本宇之介 (1933) 読書に興味を感じよ. 殿坂の友, 36, 5.
- 川本宇之介 (1940) 聰教育学精説. 信楽会.
- 川本宇之介 (1954) ろう言語教育新講. 全国聾学校長会.
- 万年山人 (1956) 全国学校図書館教育研究大会に想う. 特殊教育, 59, 30-31.
- 松井勇山 (1936) 聰哑児に読書力養成上適切なる具体方案【五】. 聰哑教育, 36, 88-91.
- 松尾弥太郎 (1969a) 学校図書館法誕生の前後(1). 学校図書館, 229, 59-63.
- 松尾弥太郎 (1969b) 学校図書館法誕生の前後(1). 学校図書館, 230, 51-54.
- 松尾祐道 (1954) 読書指導の諸問題. 全国ろう教育研究大会研究発表集録, 4輯, 283-295.
- 宮川八岐 (2001) 総合的な学習と学校図書館. 学校図書館, 605, 15-16.
- 宮越忠敬 (1980) 障害児教育と学校図書館の役割. 学校図書館, 357, 9-13.
- 文部省 (1948) 学校図書館の手引. 師範学校教科書.

- 文部省学校図書館協議会（1949）学校図書館基準（答申文）。図書館雑誌、43(7・8)、103-104。
- 中川誠一（1916）読書力を進めたい。殿坂の友、16、1。
- 中村百合子（2002）戦後日本における学校図書館改革の着手：1945-1947。日本図書館情報学会誌、48(4)、147-165。
- 日本教職員組合（1954）昭和二十九年度全国ろう教育研究北海道大会研究発表集録（第四輯）。
- 二宮友薰（1930）聾者と読者。口話式聾教育、6(2)、19-26。
- 野口武悟（2003）聾学校における司書教諭の配置について。聴覚障害、625、30-31。
- 尾原淳夫（1970）行政の20年。学校図書館、235、12-18。
- 岡本稻丸（1976）ろう学校図書館の当面する問題点と課題—京都校の場合—。ろう教育科学、17(4)、131-147。
- 乙竹岩造（1928）新各科教授法（改訂4版）。培風館。
- 斎藤宗太郎（1953）本校における読書能力の診断。特殊教育、40、23-27。
- 参議院文部委員会（1953）第16国会参議院文部委員会会議録。
- 佐藤鼎（1954）我が校の読書指導の現状について。全国ろう教育研究大会研究発表集録、4輯、304-316。
- 清水清幸（1936）聾哑児に読書力養成上適切なる具体方案【一】。聾哑教育、36、36-61。
- 塩見昇（1979）学校図書館の昨日、今日、明日。学校図書館、340、15-20。
- 塩見昇（1986）日本学校図書館史。全国学校図書館協議会。
- 白川倫太郎（1958）図書館小惑。特殊教育、92、1。
- 衆議院（1953）第16国会衆議院会議録。
- 須藤力（1954）ろう児読書上の考察。全国ろう教育研究大会研究発表集録、4輯、211-220。
- 高橋庄助（1954）ろう教育と学校図書館。特殊教育、45、13-21。
- 竹内源一郎（1936）聾哑児に読書力養成上適切なる具体方案【二】。聾哑教育、36、62-72。
- 『特殊教育』編集部（1956）全国学校図書館教育研究大会スナップ。特殊教育、59、巻頭。
- 富板信彌（1936）聾哑児に読書力養成上適切なる具体方案【七】。聾哑教育、36、109-118。
- 東京聾哑学校（1920）東京聾哑学校一覧。東京聾哑学校。
- 東京聾哑学校（1932）東京聾哑学校一覧。東京聾哑学校。
- 東京聾哑学校（1935）東京聾哑学校一覧。東京聾哑学校。
- 東京聾哑学校（1939）東京聾哑学校一覧。東京聾哑学校。
- 東京聾哑学校（1941）東京聾哑学校一覧。東京聾哑学校。
- 土屋基規・土井捷三（2000）学校図書館法の成立と展開。教育科学論集、4、1-13。
- 若林雄吉（1936a）言語修練の読方教育。聾哑教育、35、24-31。
- 若林雄吉（1936b）言語修練の読方教育（二）。聾哑教育、37、40-49。
- 若林雄吉（1936c）言語修練の読方教育（完）。聾哑教育、40、32-46。
- 渡邊昭策（1954）小学部に於ける読書指導。全国ろう教育研究大会研究発表集録、4輯、221-229。
- 吉本努（2001）手話による絵本の読み聞かせ。学校図書館、611、40-45。
- 全国学校図書館協議会（1953）学校図書館法の制定をめざして。学校図書館、29、8-34。
- 全国学校図書館協議会（1954）第五回全国学校図書館研究大会。学校図書館、49、1-50。
- 全国学校図書館協議会（1955）学校図書館負担金をめぐって【その1】どのように配分されたか。学校図書館速報版、24、1-2。
- 全国学校図書館協議会（1958）半数が図書と書架だけ要うべき特殊学校図書館の実態。学校図書館速報版、147、1-6。

— 2004.8.26 受稿、2004.12.7 受理 —

Establishment of School Library in School for the Deaf and Its Background in Japan: From 1920s through 1950s

Takenori NOGUCHI and Hiroki YONEDA

This study looks into the details in which school libraries were planned and created in schools for the deaf in Japan and aims to clarify the significance and role of school libraries which had been conceived at the start. This study begins in the 1920s when debate over school libraries was started by teachers at schools for the deaf and ends in the 1950s when school libraries became compulsory under "the School Library Act". In the prewar period, school libraries were planned to cultivate reading ability in deaf students and to give them basic ability in oral communication. Although the Tokyo Government School for the Deaf had a school library, other schools for the deaf were deprived of the facility due to financial restraints. After World War II, "the School Library Act" was enacted and required all schools to create school libraries. At the same time, the heated argument about the school library ended in the field of education for the deaf. However, shortage of teacher librarians and budget have impeded progress in school library openings. In addition, many schools failed to organize educational activities related to the school library in their curriculum.

Key Words : school for the deaf, school library, reading ability cultivation,
reading instruction